

(仮称)流域治水シンポジウム 企画運営等業務

企画コンペ実施要領

**令和7年9月
岩 手 県**

この「企画コンペ実施要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「（仮称）流域治水シンポジウム企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名称及び数量
（仮称）流域治水シンポジウム企画運営等業務 一式
- (2) 業務の仕様等
「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
委託契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで
- (4) 予算額（上限額）
4,026千円（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めたうえで参加するものとする。その場合、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格〕

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県県土整備部河川課（岩手県庁 7 階）
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
電話：019-629-5905 F A X：019-629-5909
電子メールアドレス：AG0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→右端上「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

資料 1	業務仕様書
資料 2	企画コンペ実施要領（本書）
資料 3	企画提案書作成要領
資料 4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和 7 年 9 月 10 日(水)午後 5 時まで
- イ 受付場所 岩手県県土整備部河川課（連絡先は上記「3(1) 担当課」を参照）
- ウ 提出方法 **【様式 1－1】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入のうえ、電子メール又は F A X により提出すること。
- エ 回答方法 全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページに掲載する。
- オ 回答期日 令和 7 年 9 月 12 日(金)

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ・【様式 1－2】参加資格確認申請書
- ・【様式 1－3】会社概要及び過去 5 年間の主な類似事業実績 ※パンフレット等でも可

- イ 提出期限 令和 7 年 9 月 19 日(金) 〔必着〕
- ウ 提出先 岩手県県土整備部河川課（住所等は前頁「3(1) 担当課」を参照）
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和7年9月25日(木)までに郵送により書面で通知する。

カ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、次項「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年9月29日(月)〔必着〕

イ 提出先 岩手県県土整備部河川課（住所等は前頁「3(1) 担当課」を参照）

ウ 提出方法 持参による。

エ 回答 県は、説明を求められたときは、令和7年9月30日(火)までに、説明を求めた者に対して、書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限 令和7年10月1日(水)〔必着〕

ウ 提出先 岩手県県土整備部河川課（住所等は前頁「3(1) 担当課」を参照）

エ 提出方法 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きのうえ、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

オ 提案は、参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

カ その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意のうえ、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

前頁「3(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

（9）企画コンペ参加の辞退

前頁「3（4）参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、【様式 1－4】「企画コンペ参加辞退届」を、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める令和 7 年 10 月 1 日（水）〔必着〕に、岩手県県土整備部河川課（住所等は前頁「3（1）担当課」を参照）に持参または郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

（1）受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料 4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

なお、企画提案書等の内容が、1 頁「1 本業務の概要」（4）の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

（2）企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定） 令和 7 年 10 月 6 日（月）

イ 開催方法

審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書類審査で行う。

（3）受託候補者の決定

ア 県は、委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

（1）契約書作成の要否 要

（2）契約保証金 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

（3）企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項に沿って、契約時の仕様を県と受託候補者で協議・調整のうえ契約を締結するものとする。

（4）契約結果の公表

県は、本契約について、「情報公開条例（平成 10 年 12 月 11 日条例第 49 号）」等に基づき、必要事項を公表する。

6 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】企画コンペスケジュール

9 月 10 日（水）	「質問票」提出期限
9 月 12 日（金）	「質問票」に対する回答
9 月 19 日（金）	「参加資格確認申請書」提出期限
10 月 1 日（水）	「企画提案書」の提出期限
10 月 1 日（水）	「企画コンペ参加辞退届」提出期限
10 月 6 日（月）（予定）	企画提案選考委員会の開催（書面審査）
10 月中旬（予定）	選考結果の通知
10 月下旬（予定）	契約締結